

第3期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画(案)・第4期苫小牧市障がい者計画(案)に寄せられた意見と市の考え方について(パブリックコメントの結果)

意見提出期間 令和4年12月22日 ~ 令和5年1月20日 (30日間)

意見提出人数 4人

提出意見件数 4件 (11項目)

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) (P40～ 3 社会参加について)</p> <p>私自身も身体障害者のため、福祉ふれあいセンターに訪れたことがある。ボッチャを体験するためだ。行ってみて気づいたのは、とても閉鎖的な場であるということだ。事前に参加者の人数も分からなければ、スポーツへの熱量も分からない。一人で参加するにはハードルがあまりにも高い。</p> <p>パラスポーツは遊びを目的としたグループと選手育成を目指したグループ、2つ作るべきだと思う。また、市のホームページで開催日や参加者募集のページもあると尚良い。</p>	<p>パラスポーツの振興につきましては、初心者向けの教室などを、市のホームページや広報紙で周知し、障がいの有無に関わらず、どなたでも気軽に参加いただける事業として実施しております。ご提案のございました、選手育成を目指した取組みにつきましては、これまで教室に参加した方などが、サークルを立ち上げて、大会に参加しておりますことから、本市としては、引き続き、各種競技の普及や裾野の拡大に向けた事業展開をしてまいりたいと考えております。</p>	C
2	1	<p>(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) (P40～ 3 社会参加について)</p> <p>パラスポーツの種目は様々なものを体験できるようにするべき。なかでも射撃は、全国的にも取り組んでいる自治体がないのでオススメだ。</p>	<p>市では毎年、パラアイスホッケー、フロアカーリング、ボッチャ、車いすバスケ、フライングディスクの計5種目の教室を実施しているほか、様々な競技に触れることができる体験会を開催し、パラスポーツの普及・振興に取り組んでおります。ご提案のございました、射撃競技の体験につきましては、現在市内において実施できる施設がなく、開催は難しいところですが、今後の事業展開や施</p>	C

			設整備の参考とさせていただきます。	
3	1	<p>(原文・整理要約 有・無) (P40～ 3 社会参加について)</p> <p>市が主体となってパラスポーツチームなどを作成して盛り上げるべき。「振興」すなわち盛んにするには、個々人の人脈で細々と続けていくのでは足りない。市として体験会などは定期的に行っているが、その後のケアがされていない。体験を通じて本気で取り組みたくなった人のために受け皿を作ってあげるべきだ。</p>	<p>令和元年度から実施しておりますパラスポーツ体験会において、市内パラスポーツサークルのメンバーが、各競技ブースで参加者に対し、サークルへの加入や大会への参加を呼び掛けております。今後も、体験会等の充実を図るとともに、サークルなどの協力を得ながら、事業を通じパラスポーツに興味を持たれた方が継続して競技ができるよう取組を進めてまいります。</p>	C
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無) (P40～ 3 社会参加について)</p> <p>高齢者の人材センターには「シルバー」という呼称がある。障害者にもそのような愛称を付けると、踏み出しやすくなると思う。私はよく「ハンディキャッパー」という造語を使用している。</p>	<p>愛称に関するご意見ですが、本計画においては障がい者を「障がいのある人」と表現しております。現在浸透していない造語の使用は混乱を招く恐れがあるため、本計画では控えさせていただいております。</p>	D
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無) (P34 1 教育・育成について)</p> <p>発達障害を持つ子どもの保護者もまた、発達障害（又は疑い）の事案が多くあります。そういった保護者に、必要としても子ども食堂や、放課後デイ等の情報が行き届かない（その情報までそもそもたどり着けない、または情報提供しても親が理解が出来ておらず、結果的にそういった機関に繋がらない）という事案を多く見かけます。</p> <p>地域や学校、民間と連携してそういったリアクションが薄い（が支援必要性が高い）家庭や子どもを取りこぼさないようにしていく具体的な計画の策定を盛り込むべきと考えま</p>	<p>保護者、子どもがともに障がいのある家庭の場合、子どものみならずその家庭全体の支援が必要となり、関係機関の連携の強化が求められます。</p> <p>本計画の策定に当たっては、関係機関の連携強化や、支援が必要な人に情報や支援を届ける相談支援体制の充実については、非常に重要であると認識しており、取組方針に反映させていると考えております。今後も御意見をふまえ、各種の取組を推進してまいります。</p>	B

		す。		
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>(P17 1 福祉のまちづくりの目標について)</p> <p>【市の役割】に次の文を追加してほしい。</p> <p>「障がいのある人や高齢者などの社会参加の機会の確保を推進するために、障がいのある人や高齢者などに関する確かな認識を持って、行政と市民が共通した理解の下で正しい知識を深める取り組みを重視し、社会的障壁を解消し、共生社会の実現に努めます。」</p>	<p>福祉のまちづくりにおいては、市、事業者及び市民が相互に協力及び連携し、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこととされていることから、ご意見の内容についても本計画の基本理念・基本方針に含まれているものと考えておりますので、共生社会への取組は「共生型地域福祉拠点とは？」(コラム)に掲載させていただきます。</p> <p>今後につきましても、各種施策を通じて、福祉のまちづくりに取り組んでまいります。</p>	B
7	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>(P21～ 1 権利擁護について)</p> <p><現状と課題>に次の文を追加してほしい。</p> <p>「改正発達障害者支援法が施行(平成28年8月)され、発達障害の実態把握、相談支援体制の強化、切れ目のない支援策をいっそう充実させる課題が提起されています。」</p>	<p>障害者差別解消法では、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めており、対象となる障がいには発達障がいも含んで位置づけています。</p>	B
8	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>(P23～ (2) 虐待の防止と障がいを理由とする差別の解消について)</p> <p>①虐待の防止のための支援体制の整備に次の文を追加してほしい。</p> <p>「虐待に限らずいじめや不登校、ひきこもりや依存症などといった社会問題のバックグラントファクターとして、発達障害があることが広く指摘されています。その実態の把握に努めるとともに、必要な対応をすすめます。」</p>	<p>ご意見の内容は、社会通念上明らかではないため計画に盛り込むことは出来かねますが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C

9	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>(P49～ (3) 発達障がい等への対応について)</p> <p>①発達障がい者支援の検討・実施のア以下を次の文に替えてほしい。</p> <p>ア 乳幼児から成人期までの地域における一貫した発達障がい者支援のあり方を引きつづき検討・具体化をはかるとともに、計画的な実施を進めます。</p> <p>そのさい、以下の各項に十分に留意しながら実行するものとしします。</p> <p>I 発達障がい者はもとより、その疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供および助言を行われる総合的な相談体制を充実させる。</p> <p>II 発達障がい児が発達障がい児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮します。関係機関と協力し教育支援計画・個別の指導計画の作成を推進に努めます。また、いじめ防止等の対策を検討・具体化をすすめます。</p> <p>III 個人情報の保護に十分に配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のために情報共有の促進のために必要な措置を講じます。</p> <p>IV 性別、年齢、障がいの状態および生活の実態に応じた地域での生活支援をすすめます。また就労の支援を引きつづき重視し、いっそう支援を強化します。</p> <p>V 専門的な知識を有する人材の確保・養成・スキルアップを重視します。</p> <p>イ 当事者や家族、市民が発達障がいにおける個々の特性等に関する理解を深め、発達障がい者の自立および社会参加</p>	<p>本計画は、障がい者施策の大枠を記載するものであるため、個別の具体的方針や手段については言及しておりませんが、いただいたご意見を参考に、今後も、関係部署と連携し、障がい者計画にある様々な施策を組み合わせながら、支援を進めてまいります。</p>	B
---	---	---	---	---

		<p>を促進し、行政と市民が力を合わせて共生社会の実現に向けて研修会、講演会、講座等の開催をすすめます。また、世界自閉症啓発デイおよび発達障害啓発週間を通じて発達障がいのある人に対する受容と支援の輪を広げる取り組みをすすめます。</p> <p>ウ ペアレントメンターの活用を含めた相談機能を充実させ、発達障害者とその家族の支援を充実させます。また、当事者、家族や支援者、その他の関係者に対し、情報の提供や家族が互いに支え合うための活動の支援等の検討・具体化をすすめます。</p> <p>エ 発達障害者支援地域協議会（「支援法19条の2」に準じる）を設置し、当事者や家族、支援者や関係機関・個人（公募も含める）等、広く意見集約し、実態調査や対策の検討・具体化をすすめます。また、法の施行三年を目途に予定されている計画の見直し時期に合わせ、発達障害支援にかんする総合計画を策定します。</p>		
10	1	<p>〔原文〕・整理要約 有・無</p> <p>(P25 (1) 情報アクセシビリティの向上について)</p> <p>コロナ禍で対応できていたのでしょうか？</p> <p>例えばPCR検査センターへ行くには車で行くのが条件で、車がない家庭は受けられる体制があるのでしょうか？</p> <p>政策作成時とは状況がかなり変わってきているので、計画書にはコロナ禍での問題点、対応など明記してほしいです。</p>	<p>本計画は、障がい者施策の大枠を記載するものであるため、個別の具体的方針や手段については言及しておりませんが、新型コロナウイルスへの対応については、個々の障がい特性に配慮しながら、保健所等の関係機関と連携して相談対応や情報提供を行ってまいります。</p>	C
11	1	<p>〔原文〕・整理要約 有・無</p> <p>意見やコメントはホームページ以外に本計画書に全て出してほしいです。</p>	<p>本計画では、各章ごとにいただいた主なご意見を掲載しているところです。しかしながら、本計画策定に当たり、市民アンケートや</p>	A

			<p>団体インタビュー等を実施し、数多くのご意見をいただき、より多くの意見を知ってもらうことが望ましいと考えることから、多くの意見を追加して掲載します。</p>	
--	--	--	--	--

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。